

令和7年草加市議会議会運営委員会要点記録（第10回）

◆開会年月日	令和7年6月16日（月曜日）				
◆開催の場所	第3委員会室				
◆出席委員	佐藤利器	委員長	木村忠義	委員	
	堀込彰二	副委員長	矢部正平	委員	
	森 覚	委員	吉岡 健	委員	
	中島綾菜	委員	斉藤雄二	委員	
	平山杏香	委員	松井優美子	委員	
◆欠席委員	なし				

-
- ◆協議事項
- 1 説明員の追加について（6月17日）
 - 2 議事日程について（6月17日）
- ※ 検討事項について
- 1 検討事項「議会改革について」反問権の導入について
- * 答弁までに時間を要する時の発言時間の取り扱いについて
＜発議者：斉藤委員＞

◆議事内容

午後5時01分開会

1 説明員の追加について（6月17日）

平野議員の一般質問に対する答弁のため、会計管理者が出席する。
そのため、平野議員が一般質問を行う6月17日の開議直後に説明員の報告（追加）を行う。 → 了解

2 議事日程について（6月17日）

別紙議事日程のとおり → 別紙のとおりとすることを決定

検討事項について

1 検討事項「議会改革について」反問権の導入について

6月4日の議会運営委員会で6月定例会中に議会運営委員会を開催し、協議を続けることを決定した「反問権の導入について」ご協議いただきたい。

【令和7年6月16日時点での各会派の意見】

項目	草加自民党・ 無所属の会	SOKA新政	公明党	市民共同	立憲民主党
(1)反問権の範囲（反問の性質） 【逆質問】 ①質問の背景・根拠について問うもの ②質問者の考え方について問うもの ③質問者へ代替案の提示について問うもの 【質問趣旨確認】 ④質問の趣旨や内容の確認を行うもの	反問権を導入している他自治体への視察を実施し、調査したい。反問権を導入する場合、ルールを定めた方が良い。	①～④	④	①～④	④
(2)反問権を付与（行使）する対象（会議） ①議案質疑 ②一般質問 ③代表質問 ④議員・委員会提出の議案等 ⑤市長報告等 ⑥委員会の質疑・質問 ⑦その他		①、② ③は他会派の意見を聞きたい。	②	①～⑥	①～⑥
(3)反問権を行使できる者 ①市長 ②副市長 ③教育長 ④議員 ⑤部課長等 ⑥代表監査委員、選管委員長 ⑦参考人等		①～③ ※その他はまだ決まっていない。	①～③、 ⑤～⑦	①～⑦	①～⑦
(4)質問時間の扱い（反問権の行使により発生した時間の取り扱い） ①質問時間に含まない ②質問時間を含む		①	まとまるところで。	①	①
(5)反問形式 ①一問一答方式 ②その他		①	①	①	①
(6)反問する場所 ①反問権の行使の許可を得た場所 例：議案質疑・一般質問の場合 【逆質問】 答弁1回目は答弁席 2回目以降は自席 【質問趣旨確認】自席 ②その他		流れとしてスムーズな場所。	まとまるところで。	①	①
(7)反問権の付与（行使）に関する根拠を規定する形式 ①議会運営に関する申し合わせ事項 ②その他		議会改革特別委員会で検討事項となっている議会基本条例の協議次第。	①	①	①

- ※「松井委員から視察の実施という話があったが、意見を伺いたい。」
＜佐藤委員長＞
- ※「草加自民党・無所属の会以外がほぼ決まっている。視察は不要ではないか。」＜吉岡委員＞
- ※「反問権の導入について、きちんとルール化するためにも、反問権を導入している他自治体を視察したい。」＜松井委員＞
- ※「具体的な視察先や誰にどのような事を聞きたいのか伺いたい。」
＜齊藤委員＞
- ※「具体的な視察先などはあるか。」＜佐藤委員長＞
- ※「今すぐには出ない。」＜松井委員＞
- ※「事務局が作成した資料や他市議会のインターネット配信を見ることで確認できることもあった。具体的な視察先や調査事項の提案があれば会派に持ち帰り検討できる。」＜森委員＞
- ※「資料要求を行うのではだめなのか。」＜中島委員＞
- ※「反問権を行使しているところを見に行くのではなく、反問権を導入している議会の執行部や議員の意見を聞きたい。具体的な視察先や調査事項については、会派に持ち帰らせていただく。」＜松井委員＞
- ※「会派で視察場所と調査事項を検討していただき、改めて提案してもらいたい。検討事項に係る次会日程は、6月23日（月）の朝の議会運営委員会で決めるということによいか。」＜佐藤委員長＞
- ※「それでよい。」＜全委員＞
- 6月23日（月）に開催予定の6月定例会最終日の運営について協議する議会運営委員会において、次会日程を決めることを決定

*** 答弁までに時間を要する時の発言時間の取り扱いについて**

- ※「本日の一般質問において、執行部から答弁が出てくるまでに時間がかかる場面があった。答弁が出るまでに時間がかかる場合は、議長の裁量で発言時間を止めてほしい。」＜齊藤委員＞
- ※「執行部から答弁が出るまでに時間がかかる場合には、議長の裁量で発言時間を止めるということによいか。」＜佐藤委員長＞
- ※「それでよい。」＜全委員＞
- 執行部から答弁が出るまでに時間がかかる場合には、議長の裁量で時間を止めることを決定

午後5時23分閉会

-
- ◆配付資料
- ・ 議会運営委員会協議事項
 - ・ 議事日程

議会運営委員会協議事項

令和7年6月16日（月）
第3委員会室

1 説明員の追加について（6月17日）

平野議員の一般質問に対する答弁のため、会計管理者が出席する。
そのため、平野議員が一般質問を行う6月17日の開議直後に説明員の報告（追加）を行う。

2 議事日程について（6月17日）

別紙議事日程のとおり

検討事項について

1 検討事項「議会改革について」反問権の導入について

6月4日の議会運営委員会で6月定例会中に議会運営委員会を開催し、協議を続けることを決定した「反問権の導入について」ご協議いただきたい。

【令和7年6月4日時点での各会派の意見】

項目	草加自民党・ 無所属の会	SOKA新政	公明党	市民共同	立憲民主党
(1)反問権の範囲（反問の性質） 【逆質問】 ①質問の背景・根拠について問うもの ②質問者の考え方について問うもの ③質問者へ代替案の提示について問うもの 【質問趣旨確認】 ④質問の趣旨や内容の確認を行うもの	まとまっていない。	詳細を打ち合わせていない。	まとまっていない。	①～④	まとまっていない。
(2)反問権を付与（行使）する対象（会議） ①議案質疑 ②一般質問 ③代表質問 ④議員・委員会提出の議案等 ⑤市長報告等 ⑥委員会の質疑・質問 ⑦その他				①～⑥	
(3)反問権を行使できる者 ①市長 ②副市長 ③教育長 ④議員 ⑤部課長等 ⑥代表監査委員、選管委員長 ⑦参考人等				①～⑦	
(4)質問時間の扱い（反問権の行使により発生した時間の取り扱い） ①質問時間に含まない ②質問時間を含む				①	
(5)反問形式 ①一問一答方式 ②その他				①	
(6)反問する場所 ①反問権の行使の許可を得た場所 例：議案質疑・一般質問の場合 【逆質問】 答弁1回目は答弁席 2回目以降は自席 【質問趣旨確認】 自席 ②その他				①	
(7)反問権の付与（行使）に関する根拠を規定する形式 ①議会運営に関する申し合わせ事項 ②その他				①	

令和 7 年草加市議会 6 月定例会
議事日程（第 1 3 日）

令和 7 年 6 月 1 7 日（火曜日）
午 前 1 0 時 開 議

1 開 議

2 諸 報 告

(1) 地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による説明員の報告（追加）

3 市政に対する一般質問

4 次会日程報告

5 散 会